

岡山県病床転換事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の医療に要する費用の適正化を図るため、保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助を受けることができる者)

第2条 この補助金を受けることができる者は、次の者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県内の保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換事業（次条に規定する病床の病床数を減少させるとともに、第5条各号に規定する施設について新築、改築又は改修により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させる事業をいう。以下同じ。）とする。

(補助事業の対象となる病床)

第4条 補助事業の対象となる病床は、補助金申請時において、医療法第27条に規定する使用許可を得ている次の(1)及び(2)に掲げる病床とする。ただし、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の(1)及び(2)に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして第5条各号に掲げる施設に転換する(1)及び(2)の病床は除く。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、(1)に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの。

(補助事業の対象となる施設)

第5条 補助事業の対象となる施設は、次の施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上

であるもので、かつ、利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)

- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第7号）山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(交付の対象外費用)

第6条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業に要する費用として適当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費
改修	転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)	第5条各号に掲げる補助事業の対象となる施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。
改築	転換の対象となる1施設	第5条各号に掲げる補助事業の対象となる施設の

	<p>設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1, 200千円を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)</p>	<p>改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。</p>
<p>創設</p>	<p>転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1, 000千円を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)</p>	<p>第5条各号に掲げる補助事業の対象となる施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。</p>

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分の変更
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて(4)に定めた財産を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 事業を行うために締結する契約については、「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」（平成21年10月19日施第633号）に定める手続きによらなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（交付申請）

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 申請額算出内訳書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本又は収支予算書（見込書）抄本

(4) 県税完納証明書の写し

(5) 誓約書

(6) その他参考となる書類

（申請の取下げ期限）

第10条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第11条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業等の内容のうち、整備区分、設置場所、建物の規模若しくは構造の変更（軽微な変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、次の各号に定めるところにより、補助事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

(1) 工事着工報告書（様式第5号）

工事着手の日から7日以内

(2) 工事進捗状況報告書（様式第6号）

各年12月末日現在の状況を翌月10日まで

(工事検査申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書（様式第7号）を知事に提出し、検査を受けなければならない。

(指示申請)

第14条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により知事の指示を求める場合は、指示申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して14日を経過する日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 精算額算出内訳書（様式第10号）

(2) 事業完了報告書（様式第11号）

(3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本又は収支計算書（見込書）抄本

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の処分等の承認)

第16条 補助事業者は、規則第20条の規定により、知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第17条 補助事業者が地方公共団体である場合は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第14号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出

について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（書類の提出部数）

第18条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副2部とする。

（補 則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月3日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 第4条に規定する補助事業の対象となる病床の転換については、市町村介護保険事業計画及び岡山県介護保険事業支援計画との調和を保つため、市町村介護保険事業計画担当部局及び岡山県保健福祉部長寿社会課から了解を得られたものであること。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。